

令和8年度熊本市後期高齢者医療会計予算

令和8年度熊本市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,984,224千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 後期高齢者医療保険料		11,491,895
	10 後期高齢者医療保険料	11,491,895
20 使用料及び手数料		1
	10 手 数 料	1
30 繰 入 金		3,476,128
	10 一般会計繰入金	3,476,128
50 諸 収 入		16,200
	10 延滞金加算金及び過料	100
	20 償還金及び還付加算金	16,100
歳 入 合 計		14,984,224

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
10 総務費		266,600
	10 総務管理費	221,000
	20 徴収費	45,600
20 後期高齢者医療広域連合納付金		14,427,823
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	14,427,823
30 保健事業費		268,701
	10 健康保持増進事業費	268,701
40 諸支出金		16,100
	10 償還金及び還付加算金	16,100
50 予備費		5,000
	10 予備費	5,000
歳 出 合 計		14,984,224

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
エルタックス導入に伴う保険料系システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	19,436